

教育勅語

過去の遺物が教材か

安倍内閣が教育勅語について「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」とした答弁書を閣議決定した。

この決定に強い疑念を抱く。

「朕(明治天皇)」が、「臣民(国民)」に示した教えが教育勅語だ。

天皇と国家への服従を説き、国民を戦争へと駆り立てる役割を果たした。国民に批判の自由はなかった。

親孝行、夫婦仲良く、友達を大切に。教育勅語が説く徳目を肯定的にとらえるべきだ、という主張も自民党などにある。

だが教育勅語の本質は、こうした徳目を実行することで一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし(いざという時には一身を捧げて皇室国家のために尽くせ)と国民に求めたことだ。

こうした歴史的事実を教えるための資料として、教育勅語を使うことはあっている。

だが、安倍内閣の思惑はそれにとどまるまい。

「戦後レジームからの脱却」を説いてきた首相、復古的な憲法改正草案をもつ自民党、教育勅語を「全体として」肯定する稲田防衛相……。

この内閣の言動や思想をあわせ考えれば、今回の閣議決定は、戦前の価値観に回帰しようとする動きの一環と見なければならぬ。

これが、教育現場でのなし崩しの教育勅語復権につながる恐れは否定できない。

松野文部科学相は教育勅語の授業での活用について「適切な配慮の下であれば問題ない」としているが、何が「適切」なのか、どう判断するのか。

教育勅語は終戦後の1948

年、衆院で排除の、参院で失効の決議がされた。

参院決議はこう述べている。

「われらは日本国憲法にのっとり、教育基本法を制定し、わが国とわが民族を中心とする教育の誤りを払拭し、真理と平和を希求する人間を育成する民主主義的教育理念を宣言した。教育勅語がすでに効力を失った事実を明確にし、政府は勅語の謄本をもれなく回収せよ」

今回の閣議決定は、この決議と真つ向から対立する。

親孝行などの徳目は大事だ。

しかしそれは、教育勅語という「過去の遺物」を持ち出さなければ、子どもたちに教えられないものではない。

教育勅語は国民主権、基本的人権の尊重など現行憲法の基本原則と相いれない。子どもたちを教え、導く学校現場にふさわしい教材とは到底、言えない。